

TPP「大筋合意」と日本農業

「異常な契約」「亡国」と多くの批判を浴びたTPPは、交渉開始から5年半、日本が交渉参加表明をしてから2年半を経て、ようやく2015年10月大筋合意に至った。TPPは、「中国に世界経済のルールを作らせるわけにはいかない」というオバマ大統領の発言に象徴されるように、アジア太平洋、世界のルール形成を米国主導で進めたいという米国の意向を強く反映した枠組みである。

TPPは「秘密交渉」であったため、これまで交渉経過や協定内容についてごくわずかしこ報じられておらず、TPPの詳細はまだ明らかになっていないが、これまで公表された合意内容をみると、関税撤廃率は95%で、これまでの日本のFTAの関税撤廃率（86～88%）を大きく上回っており、日本農業にとって極めて厳しい内容である。また、政府は「TPPは中小企業の発展に生かせる協定」と強調しているが、あえてそれを強調せざるを得ないほど、実際にはTPPは米国を中心としたグローバル企業の利益確保を目的とした協定である。

「重要品目」とされた5品目は確かに「関税撤廃」にはなっていないが、米、麦、乳製品は新たな輸入枠を設定し、牛肉、豚肉は大幅な関税削減が行われる。さらに、野菜、果実、調製品・加工品は大部分の関税が撤廃されるし、水産物、林産物の関税もほとんど全て撤廃される。これでどうして農業成長産業化、農業所得増大、食料自給率向上と言えるのであろうか。

政府は今回の合意を受け農林水産分野に対する国内対策を打ち出すとしているが、経済学の「補償原理」によれば、貿易自由化で損害を被る分野に対して利益を得る分野から損失額を補てんすることが望ましいとされている。補償原理はその根拠としている厚生経済学自体が極めて疑わしいものであるが、この原理を今回のTPPに当てはめると、輸入食料品価格の低下によって利益を得る消費者や産業界からの税収を使って農林水産分野に補償するということになり、今後、EUが行っているような直接支払いの導入の是非が検討されることになる。

ただし、今回の合意はあくまで「大筋合意」であって、TPPが発効するまでにはまだ紆余曲折が予想される。まず協定文の細部を固め、署名手続きを行う必要がある。しかし、米国には署名の90日前までに協定内容を議会に通告するという「90日ルール」があるため、署名が可能なのは早くも16年2月になる。さらに、署名の後に議会審議が行われるが、有力な大統領候補であるクリントン（民主党）もトランプ（共和党）もTPPに反対しているため、大統領選が本格化するなかで米国が16年中にTPPを批准することは困難であり、全ては新大統領就任（17年1月）以降になる。

日本でもこれから国会で批准手続きが進められることになろうが、TPPが日本農業、日本経済、国民生活にどのような影響を及ぼすのか、今後十分精査・分析を行い、その結果、批准しない、あるいは再交渉を求めるということも含めて検討を行うべきであろう。

（（株）農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 清水徹朗・しみず てつろう）